

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年1月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0131第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正され、令和4年2月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

### 記

#### 新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
<b>D012 感染症免疫学的検査</b>				
43	白癬菌抗原定性	233	免疫 (144)	*

[注]

- \* : ア 爪白癬が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により爪中の白癬菌抗原を測定した場合は、本区分の「43」水痘ウイルス抗原定性（上皮細胞）を準用して算定する。
- イ 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。
  - (イ) KOH直接鏡検が陰性であったものの、臨床所見等から爪白癬が疑われる場合。なお、この場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
  - (ロ) KOH直接鏡検が実施できない場合。なお、この場合においては、KOH直接鏡検を実施できない理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ウ 本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。

